

OPクレジット (VISA/MasterCard)会員規約改定に伴う主な変更点

※文中の「当社」は小田急電鉄株式会社、「三菱UFJニコス」は三菱UFJニコス株式会社、「両社」は小田急電鉄株式会社および三菱UFJニコス株式会社をいいます。

カードの機能

- ・カードのショッピング機能は、会員が加盟店へお支払いになるべき商品・役務の代金について、当社が会員からの委託を受けて立替払いする機能（弁済委託機能）であることを明記しました。
- ・上記の明確化に伴い、当社、三菱UFJニコス、加盟店および会員の四者間の契約構成を原則債権譲渡契約から立替払契約に変更しました。

OPクレジット (VISA／MasterCard) 会員規約・規定 新旧対照表 ※赤字下線部分が改定または追加になった箇所です。 ※規約・規定中の「当社」は小田急電鉄株式会社、「三菱UFJニコス」は三菱UFJニコス株式会社、「両社」は小田急電鉄株式会社および三菱UFJニコス株式会社をいいます。
--

改定前	改定後
第3条（カードの貸与） 1．当社は、会員本人に対し、両社が発行するカードを貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。カードの表面には会員氏名・会員番号・カードの有効期限等(以下「会員番号等」といいます。）が表示されます。また、カードの裏面には、セキュリティコード（サインパネルに印字される末尾3桁の数値をいいます。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」といいます。）が表示されています。	第3条（カードの貸与） 1．当社は、会員本人に対し、両社が発行するカードを貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。カードの表面には会員氏名・会員番号・カードの有効期限等(以下「会員番号等」といいます。）が表示されます。また、カードの裏面には、セキュリティコード（サインパネルに印字される末尾3桁の数値をいいます。会員番号等とセキュリティコードを あわせて 「カード情報」といいます。）が表示されています。
第5条（カードの機能） 会員は、本規約に定める方法・条件によりカードを利用することによって、第3章に定める機能、その他当社または三菱UFJニコスが別途書面により通知するサービス・機能を利用することができます。	第5条（カードの機能） 1. 会員は、本規約に定める方法・条件によりカードを利用することによって、第3章に定める機能、その他当社または三菱UFJニコスが別途書面により通知するサービス・機能を利用することができます。
	2. ショッピング利用は、 <u>会員が加盟店（第1条第4項に定めるものをいいます。以下同じ。）から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。</u>
第7条（カードの有効期限） 1．カードの有効期限は両社が指定した、カード上に表示された年月の末日までとします。	第7条（カードの有効期限） 1．カードの有効期限は両社が指定した、カード の表面 に表示された年月の末日までとします。
第23条（ショッピングの利用） 	第23条（ショッピングの利用） 1. 会員は、 <u>加盟店において、本条第2項から第4項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」といいます。）。</u> 会員が加盟店においてカードを利用したことにより、 <u>会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</u>
1．会員は、加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同一の自己の署名をすることにより、商品・権利の購入、サービス等を受けることができます（以下「ショッピング利用」といいます。）。なお、売上票への署名にかえて加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。	2. 会員は、加盟店の 店頭（自動精算機の場合を含みます。）において 、カードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同一の自己の署名をすることにより、 ショッピング利用を行うことができます。 なお、売上票への署名にかえて加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。
2．通信販売等、当社または三菱UFJニコスが特に認めた場合には、会員は、当社または三菱UFJニコスが指定する方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。	3. 通信販売等、当社または三菱UFJニコスが特に認めた場合には、会員は、当社または三菱UFJニコスが指定する方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
3．会員は、通信料金等当社または三菱UFJニコスが特に認めた所定の継続的サービスについて、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録することで、当該サービスの提供を継続的に受けることができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、会員番号の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は加盟店へ通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、会員は、会員番号等の変更があり、かつ当該変更後においても当該サービスの対価をカードで決済するために当該変更に係る情報（以下「変更情報」といいます。）を加盟店に通知することが必要であると当社または三菱UFJニコスが判断したときは、当社または三菱UFJニコスが会員に代わって当該変更情報を加盟店に通知することを予め承諾するものとします。	4. 会員は、通信料金等当社または三菱UFJニコスが特に認めた所定の継続的サービスについて、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録することで、当該サービスの提供を継続的に受けることができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、会員番号の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は加盟店へ通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、会員は、会員番号等の変更があり、かつ当該変更後においても当該サービスの対価をカードで決済するために当該変更に係る情報（以下「変更情報」といいます。）を加盟店に通知することが必要であると当社または三菱UFJニコスが判断したときは、 当社または三菱UFJニコスが会員に代わって当該変更情報を加盟店に通知することを予め承諾するものとします。
4．当社または加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、ショッピング利用が制限され、または利用ができない場合があります。また、カードの利用に際して、利用金額・商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員はこれを予め承認するものとします。	5. 当社または加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、ショッピング利用が制限され、または利用ができない場合があります。また、カードの利用に際して、利用金額・商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、 会員はこれを予め承認するものとします。
5．ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社または三菱UFJニコスが当該加盟店より依頼を受けた場合、当社または三菱UFJニコスにおいて会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があることを、会員は予め承認するものとします。	6. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社または三菱UFJニコスが当該加盟店より依頼を受けた場合、当社または三菱UFJニコスにおいて会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があることを、 会員は予め承認するものとします。
6．当社は、約定支払額（第38条に定めるものをいいます。以下同じ。）が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社または三菱UFJニコスに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員の利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用をお断りすることがあります。	7. 当社は、約定支払額（第38条に定めるものをいいます。以下同じ。）が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社または三菱UFJニコスに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員の利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、 ショッピング利用をお断りすることがあります。
7．当社が特に定める商品等については、カードを利用できない場合があります。	8. 当社が特に定める商品等については、カードを利用できない場合があります。
8．家族会員が家族カード等を利用してショッピング利用した場合、家族会員は本会員の代理人として当該加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。	9. 家族会員が家族カード等を利用してショッピング利用した場合、家族会員は本会員の代理人として当該加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は 本会員が負担するものとします。

9. 会員は、いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためカードのショッピング機能の利用（以下「カード利用可能枠の現金化等」といいます。）をしてはならないものとします。	10. 会員は、いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためカードのショッピング機能の利用（以下「カード利用可能枠の現金化等」といいます。）をしてはならないものとします。
第24条（債権譲渡の承諾・立替払いの委託等）	第24条（ 立替払いの委託等 ）
1. ショッピング利用により生じた加盟店の会員に対する代金債権について、当社、三菱UFJニコス、または三菱UFJニコスの提携するクレジットカード会社、Visa WorldwideもしくはMastercardと提携した銀行・クレジットカード会社提携会社（以下、総称して「提携会社」といいます。）と加盟店間の契約が、債権譲渡を行うものと規定している場合、本会員は当社が決定する以下のいずれかの方法に従い、以下に規定する立替払いを委託し、かつ以下に規定する債権譲渡を予め異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、当社または三菱UFJニコスが認めた第三者を経由する場合があります。 (1) 小田急加盟店から当社に債権を譲渡すること (2) Visa加盟店、Mastercard®加盟店から三菱UFJニコスに債権を譲渡し、譲渡された債権について、当社が三菱UFJニコスに立替払いすること (3) Visa加盟店、Mastercard®加盟店から提携会社に債権を譲渡し、譲渡された債権について、当該提携会社が直接または他の提携会社を通じて三菱UFJニコスに譲渡するか、三菱UFJニコスが当該提携会社に直接または他の提携会社を通じて立替払いしたうえで、さらに当社が三菱UFJニコスに立替払いすること	削除
2. ショッピング利用により生じた加盟店の会員に対する代金債権について、当社、三菱UFJニコス、または提携会社と加盟店間の契約が立替払いを行うものと規定している場合、本会員は、当社が決定するいずれかの方法に従い、以下に規定する立替払いを委託し、かつ以下に規定する債権譲渡を予め異議なく承諾するものとします。 (1) 当社が小田急加盟店に立替払いすること (2) 三菱UFJニコスがVisa加盟店、Mastercard®加盟店に立替払いしたうえで、当社が三菱UFJニコスに立替払いすること (3) 提携会社がVisa加盟店、Mastercard®加盟店に立替払いしたうえで、提携会社が取得した債権について、当該提携会社が直接または他の提携会社を通じて三菱UFJニコスに譲渡するか三菱UFJニコスが当該提携会社に直接または他の提携会社を通じて立替払いしたうえで、さらに当社が三菱UFJニコスに立替払いすること	1. 会員は、第23条第1項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、当社または三菱UFJニコスが認めた第三者を経由する場合があります。 (1) 当社が小田急加盟店に立替払いすること (2) 三菱UFJニコスがVisa加盟店、Mastercard 加盟店に立替払いしたうえで、当社が三菱UFJニコスに立替払いすること (3) 三菱UFJニコスの提携会社または他の提携会社が Visa加盟店、Mastercard 加盟店に立替払いした うえで、三菱UFJニコスが 当該提携会社に直接または他の提携会社を通じて立替払いしたうえで、さらに当社が三菱UFJニコスに立替払いすること
	2. 第1項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、三菱UFJニコス、三菱UFJニコスの提携会社または他の提携会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。
第25条（商品の所有権・紛議・情報開示）	第25条（ 商品の所有権・情報開示 ）
1. 会員がショッピング利用によって購入した商品の所有権は、当社が加盟店から債権を直接または間接に譲渡された時、または当社が加盟店もしくは三菱UFJニコスに立替払いした時点で加盟店から当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、本会員は予め異議なく承諾するものとします。	1. 会員がショッピング利用によって購入した商品の所有権は、 当社が加盟店または三菱UFJニコスに支払い した時点で加盟店から当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、本会員は予め異議なく承諾するものとします。
2. カード利用による取引上の紛議は、会員と加盟店とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と取引した後に加盟店との合意によってこれを取り消す場合には、その代金の精算は当社指定の方法によるものとします。	削除
3. 会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品・サービス・その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。	2. 会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品・サービス・その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。
第32条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）	第32条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）
会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供されたサービス等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品・権利・サービス等の交換を申し出るか、または売買契約もしくはサービス提供契約の解除ができるものとします。	会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供されたサービス等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品・権利・サービス等の交換を申し出るか、または売買契約もしくはサービス提供契約の解除ができるものとします。 なお、支払区分が1回払いの場合は次条第2項が、支払区分がその他の場合は、次条第3項から第7項が適用されます。
第33条（支払停止の抗弁）	第33条（ 会員と加盟店との間の紛議等 ）
	1. 当社は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。
	2. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。
1. 本会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いを指定して購入した商品もしくは割賦販売法の定める指定権利または提供を受けた役務（以下、総称して「商品等」といいます。）について次の事由があるときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。 (1) 商品等の移転または提供がないこと (2) 商品等に破損・汚損・故障その他の瑕疵があること (3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること	3. 第2項にかかわらず、本会員は、支払区分を リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払い に指定もしくは変更 して購入した商品もしくは割賦販売法の定める指定権利または提供を受けた役務（以下、総称して「商品等」といいます。）について次の事由があるときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。 (1) 商品等の移転または提供がないこと (2) 商品等に破損・汚損・故障その他の瑕疵があること (3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること
2. 当社は、本会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続きを行うものとします。	4. 当社は、本会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続きを行うものとします。
3. 本会員は、前項の申し出をするときは、予め第1項の事由の解消のため、加盟店との交渉を行うよう努めるものとします。	5. 本会員は、前項の申し出をするときは、予め 第3項 の事由の解消のため、加盟店との交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本会員が第2項の申し出をしたときは、速やかに第1項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料も添付のうえ）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第1項の事由について調査する必要があるときは、会員は、その調査に協力するものとします。	6. 会員は、本会員が 第4項 の申し出をしたときは、速やかに 第3項 の事由を記載した書面（資料がある場合には資料も添付のうえ）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が 第3項 の事由について調査する必要があるときは、会員は、その調査に協力するものとします。

5. 本会員は、第1項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (1) リボルビング払いの場合、一回のカード利用における現金価格が3万8千円に満たないとき。 (2) 2回払い、ボーナス一括払いまたは分割払いの場合、一回のカード利用における支払総額が4万円に満たないとき。 (3) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。 (4) 本会員が営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約（以下「業務提供誘引販売個人契約等」といいます。）に該当する場合を除きます。）に係るショッピング利用代金であるとき。 (5) 前号のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するショッピング利用代金であるとき。 (6) 割賦販売法に定める指定権利以外の権利に係るショッピング利用代金であるとき。	<u>7.</u> 本会員は、<u>第3項</u>にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (1) リボルビング払いの場合、一回のカード利用における現金価格が3万8千円に満たないとき。 (2) 2回払い、ボーナス一括払いまたは分割払いの場合、一回のカード利用における支払総額が4万円に満たないとき。 (3) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。 (4) 本会員が営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約（以下「業務提供誘引販売個人契約等」といいます。）に該当する場合を除きます。）に係るショッピング利用代金であるとき。 (5) 前号のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するショッピング利用代金であるとき。 (6) 割賦販売法に定める指定権利以外の権利に係るショッピング利用代金であるとき。
6. 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認めるものではありません。	<u>削除</u>
小田急ポイントカード特約	小田急ポイントカード特約
《小田急グループ》 小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、箱根登山観光バス(株)、(株)江ノ電バス横浜、(株)江ノ電バス藤沢、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、小田急シティバス(株)、(株)シティバス立川、(株)伊豆東海バス、(株)南伊豆東海バス、(株)西伊豆東海バス、(株)新東海バス、(株)東海バスオレンジシャトル、小田急箱根高速バス(株)、小田急交通(株)、箱根登山ハイヤー(株)、(株)神奈中タクシーホールディングス、相模中央交通(株)、神奈中ハイヤー(株)、(株)湘南相中、(株)厚木相中、(株)海老名相中、二宮神奈中ハイヤー(株)、神奈中サガミタクシー(株)、神奈中ハイヤー横浜(株)、伊勢原交通(株)、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、伊豆急東海タクシー(株)、小田急交通南多摩(株)、箱根観光船(株)、箱根ロープウェイ(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョー、(株)ビーバートザン、(株)白鳩、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、箱根施設開発(株)、(株)フラッグス、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急静岡、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、UDS(株)、沖縄UDS(株)、誉都思建筑咨询（北京）有限公司、誉都思餐飲管理（北京）有限公司、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア（カンボジア）、(株)小田急トラベル、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)クリエイトL&S、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、東海総合警備保障(株)、小田急デパートサービス(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急ランドフローラ、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ 計99社2017年1月現在	《小田急グループ》 小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、箱根登山観光バス(株)、(株)江ノ電バス横浜、(株)江ノ電バス藤沢、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、小田急シティバス(株)、(株)シティバス立川、(株)伊豆東海バス、(株)南伊豆東海バス、(株)西伊豆東海バス、(株)新東海バス、(株)東海バスオレンジシャトル、小田急箱根高速バス(株)、小田急交通(株)、箱根登山ハイヤー(株)、(株)神奈中タクシーホールディングス、相模中央交通(株)、神奈中ハイヤー(株)、(株)湘南相中、<u>(株)海老名相中、(株)厚木相中</u>、二宮神奈中ハイヤー(株)、神奈中サガミタクシー(株)、神奈中ハイヤー横浜(株)、伊勢原交通(株)、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、伊豆急東海タクシー(株)、小田急交通南多摩(株)、箱根観光船(株)、箱根ロープウェイ(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、<u>(株)北欧トーキョー、(株)白鳩</u>、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、箱根施設開発(株)、(株)フラッグス、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急静岡、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、UDS(株)、沖縄UDS(株)、誉都思建筑咨询（北京）有限公司、誉都思<u>酒店</u>管理（北京）有限公司、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア（カンボジア）、(株)小田急トラベル、<u>(株)エリスタ</u>、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)クリエイトL&S、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、東海総合警備保障(株)、小田急デパートサービス(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急ランドフローラ、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ 計99社2017年7月現在
<年会費のご案内> （表の枠内文言） （家族会員/ゴールドカード会員） 1名様分は当社が負担します。2名様以上の場合、2人目より1名様につき1,000円（税別） （家族会員/一般カード会員） 1名様につき100円（税別）ただし初年度は当社が負担します。	<年会費のご案内> （表の枠内文言） （家族会員/ゴールドカード会員） 1名<u>さま</u>分は当社が負担します。2名様以上の場合、2人目より1名<u>さま</u>につき1,000円（税別） （家族会員/一般カード会員） 1名<u>さま</u>につき100円（税別）ただし初年度は当社が負担します。